

＜高齢者関係＞

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

＜障害者関係＞

障害者支援施設、福祉ホーム

【障害者自立支援法の経過措置期間（平成24年3月31日までの政令で定める日まで）のみ】

身体障害者更生施設（入所施設）、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（入所施設）

知的障害者更生施設、知的障害者授産施設

＜障害児関係＞

知的障害児施設（入所施設）、盲ろうあ児施設（入所施設）、肢体不自由児施設（入所施設）、重症心身障害児施設

＜その他＞

救護施設、更生施設（生活保護関係）

その他これらに類する入所サービスを提供する施設

（別表第 2）

＜高齢者関係＞

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

介護保険法上の以下のサービスを行う施設

（指定居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護

（指定介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護

（基準該当居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護

（基準該当介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護

（指定地域密着型サービス）認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護

（指定地域密着型介護予防サービス）介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同介護

＜障害児関係＞

知的障害児施設（通所施設）、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設）、肢体不自由児施設（通所施設）

＜障害者関係＞

障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）を行う施設

地域生活支援事業（デイサービスに相当するものに限る。）を行う施設、地域活動支援センター

【障害者自立支援法の経過措置期間（平成24年3月31日までの政令で定める日まで）のみ】

身体障害者更正施設（通所施設）、身体障害者授産施設（通所施設）

＜その他＞

その他これらに類する通所サービスを提供する施設

# 受入れ施設の範囲

	高齢者関係	障害者(児)関係	その他
<b>入所型施設</b>  (原則、資格取得前後ともにその施設単独で受入れ可能)	<b>資格取得前に受入れ可能な施設(別表第1)</b> 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 養老老人ホーム 障害者支援施設 福祉ホーム 知的障害児施設 肢体不自由児施設 等		
	<b>資格取得後は受入れを行うことができる施設(別表第4)</b> ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム 等		
<b>通所型施設</b> <b>短期入所型施設</b> <b>等</b>  資格取得前は入所型施設(例外を除く。)と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限り、受入れ可能。資格取得後は単独でも受入れ可能。	<b>条件付きで資格取得前に受入れ可能な施設(別表第2)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・短期入所施設</li> <li>・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・障害福祉サービスのうち生活介護、療養介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練等</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・知的障害児通園施設</li> </ul> 等		
<b>居宅系サービス</b>	※居宅系サービスについては、施設種別を問わず、就労不可		

資格取得後は、別表第1・2・4の施設で受入れ可能

## ② 研修の要件

○下記の介護研修計画を策定、実施。

・介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること

(注) 国家試験の科目(筆記試験及び実技試験)の習得について研修計画等が定められていること

・研修責任者(研修を統括)の配置、研修支援者(専門的な知識・技能に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援)の配置等必要な体制が整備されていること(最低1名)

・研修責任者は原則として5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有すること

・日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること

## ③ 雇用契約の要件

### ○同等報酬の確保

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

### 3. 介護福祉士・養成施設コース

#### ① 受入れ施設の要件

介護福祉士養成施設は次の要件を満たしていること

- ・ 養成課程は、昼間課程であること
- ・ 就学するフィリピン人の各学年の員数が各学年の定員の10分の1までであること
- ・ 介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験を実施するとともに、養成施設が低得点と認める就学者に対し、補習、再試験、レポート提出等の措置を採っていること
- ・ 過去3年間に、フィリピン人介護福祉士候補者等の受入れに関し、虚偽の学生募集、不正な入学許可等の不正行為をしたことがない学校法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること

## 〈 要件の確認 〉

- ①受入れ機関の募集時に、受入れ希望機関が上記の要件を満たしていることを国際厚生事業団（予定）が確認した上で、フィリピン人のあっせんを実施
- ②入国後は、上記の要件の遵守状況等を受入れ機関から国際厚生事業団（予定）を通じて、年に一度、国に報告を求めることなどにより確認。

## II. 資格取得後

### ○看護師としての就労

#### ① 受入れ施設の要件

別表第3に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、フィリピン人看護師を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、フィリピン人看護師等の受入れに関し、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない受入れ機関が設立していること

#### ② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

#### (別表第3)

1. 知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
2. 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
3. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
4. 介護老人保健施設
5. その他医療等を提供する施設

## ○介護福祉士としての就労

### ① 受入れ施設の要件

別表第1・第2（P7参照）又は別表第4に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、フィリピン人介護福祉士を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、フィリピン人介護福祉士等の受け入れに関し、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない受入れ機関が設立していること

### ② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

### （別表第4）

1. 労災特別介護施設
2. 療養病床により構成される病棟又は診療所
3. 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
4. 国内ハンセン病療養所
5. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
6. その他入所又は通所サービスを提供する施設

### Ⅲ. 受入れ機関からの報告

#### ○定期報告

受入れ機関は、フィリピン人が在留期間の更新の許可を申請する際（資格取得前は年に1回）、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況（資格取得前のみ）、雇用契約の要件の遵守状況を、国際厚生事業団を通じて国に報告する。

#### ○随時報告

受入れ機関は、以下の場合には速やかに国際厚生事業団を通じて国に報告する。

- ・ フィリピン人が失踪した場合
- ・ フィリピン人が不法就労活動を行っていると思料する場合
- ・ フィリピン人との雇用契約を終了する場合
- ・ 国家試験の合否が判明した場合
- ・ 介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人が就労施設を決定した場合
- ・ フィリピン人が一時的な滞在の期間内に国家資格を取得できなかった場合（フィリピン人の帰国後に報告）